

# 広報 たてやま 12月

■平成2年12月号 (毎月15日発行) ■No.477  
 ■発行/館山市役所市長公室 〒294 館山市北条1145-1 ■電話22-3111



## もうすぐお正月 和だこづくりに大忙し

那古の小川さんの作業場は、正月用の大きな和だこや20cmほどのミニ干支(えと)和だこづくりに大忙し。このミニ和だこは15年前に考案し、10年かけて今の形に落ちついたそうです。干支のヒツジのほか長寿、大吉、家内円満など縁起のいい絵柄のミニ和だこが仕上げられてゆきます。

平成2年12月15日



縄文人の「いのり」をあらわす

## 石棒

69

長く寒い氷河期が終わりにさしかかった頃、日本列島に大きな転機がおとずれました。土器づくりがはじまり、弓矢の使用、丸木舟による航海が行われるようになり、新しい道具とそれを操る技術は、旧石器文化とは一線を画した新たな縄文文化の形成を促したのです。

縄文人が使用した道具は大きく二つにわけられ、その形態から土器とか石器などだいたい用途が考えられるものを「第一の道具」といい、バラバラに壊された土偶や石棒など、機能・用途を説明できないものを「第二の道具」といいます。この第二の道具は、当時の人々の心の世界を映すものであり、第二の道具の豊富さが縄文文化を特色づけるものです。縄文文化は、第二の道具が極端に少なくなる弥生時代以降の文化と際立った



古茂口日枝神社にまつられている石棒

対照をなしています。石棒は石を棒状に加工したもので、なかには先端にふくらみをもつものがあり、それが男性

の日枝神社をはじめ、山荻の山荻神社、稲の貴船神社などにみられ、布良の布良崎神社では、石棒が社宝となっています。住居跡から出土する例が多く、縄文時代中期以降には東日本中心に分布がみられ、なかには二層をこえる巨大な石棒もあります。

石棒は、そのかたちから男性の能力にかかわる「信仰」の対象物としてつくられたと思われまふ。男性は狩猟や漁撈を担っていたため、男性のシンボルである石棒に自然からの豊かなめぐみを願って、縄文人は「いのり」を捧げていたのかもしれない。

性器の陰莖に似ているところから、古くから人々の関心を集めています。遺跡から偶然掘り出されて信仰の対象になっている例があり、館山市内にも古茂口

市立博物館の一月の休館日は、四日、七日、十四日、十六日、二十一日、二十八日です。

## 皆さんの相談室です。お気軽にどうぞ

### 児童

市福祉事務所で  
 専門の先生が子供の養育の問題点について相談を受けまふ。

### 市民

市役所市民相談室で  
 毎日午前9時～午後5時

### 家庭教育

ことば、生活習慣、登校拒否、非行、性、いじめの相談など  
 月～全曜日 午前9時～午後4時  
 中央公民館 電話で23-3111へ

### 乳幼児

- 乳児相談
  - 1月14日(月) 保健センター
  - 1月28日(月) 保健センター(4か月児)
  - 午前9時30分～10時受付(10か月児)
  - 午前10時30分～11時受付
- 1歳6か月健診
  - 1月10日(木) 保健センター
  - 午後1時30分～2時受付
  - 元年6月生まれ児対象
- 3歳児健診
  - 1月24日(木) 保健センター
  - 午後1時30分～2時受付
  - 62年10月生まれ児対象

### 心配ごと

毎週火曜日  
 午前10時～午後3時  
 登記・相続・人権に関する相談は、専門相談員により  
 毎月第1火曜日

### 年金

市役所で 厚生年金など  
 1月18日(金)  
 午前10時～午後3時

### 結婚

毎月第1・3日曜日  
 午前10時～午後4時

※市民センターで、  
 社会福祉協議会 (☎23-5068)

### 消費生活

商品やサービスの苦情  
 市役所市民相談室  
 12月20日(木)  
 午前9時～午後4時

### 身障・精薄

毎月第4火曜日  
 午後1時～3時  
 ※身障 伊賀病院  
 ※精薄 田村第二病院  
 福祉事務所属社係に必ず事前に申し込みを

# 庄司市政がスタート

## 今後4年間の市政を担当



任期満了にともなう館山市長選挙は先月十八日、市内二十一か所の投票所で行われ、同夜即日開票の結果、庄司厚氏が他の二候補を抑え初当選しました。庄司新市長は、今後四年間、市政を担当することに なります。十日市職員が出迎えるなか初登庁した後、市民センターで就任式が行われ、九日になくなられた半澤前市長の数々の業績をたたえらるとともに、心からごめい福をお祈り申し上げます。これまでの政 策を着実に実行し、一層明るく、市民本位の館山を 実現するため一致団結して進みましょう」と述べま した。

99.12.10

### 安房の中核都市として バランスある発展を目指して



氏名 庄司 厚  
住所 厩越309番地  
生年月日 大正13年11月17日(66歳)  
略歴 (現)千葉大学教育学部卒  
館山一中・二中校長を  
歴任  
趣味 囲碁・薬草の研究  
スポーツ

先の市長選挙におきまして市民のみなさまの温かいご支持を賜わり、市政をおまかせいただきことになりました。いま改めて、市長の職責の重大さを心に刻み、市民のみなさまの期待に応えられるよう、全力を傾けてまいりたいと思います。

半澤前市長は、四期十六年間にわたり、財政再建、行政改革を推進し、「活力ある文化福祉都市」実現のため尽力され、今月、九日なくなられました。長い間のご苦労に対し、市民を代表して深く敬意を表しますとともに心からごめい福をお祈り申し上げます。

本市を含む南房総地域は、これまで半島性のため生活や産業

基礎の立ち遅れを余儀なくされてきました。今日、東京湾横断道路の建設、上総新研究開発都市構想などに代表される国や県のビッグプロジェクトが展開されています。とりわけ、本市においては、念願の東関東自動車道館山線の建設や南房総広域水道企業団による用水供給事業の進展に加え、房総リゾート地域整備構想による開発が進められようとしています。

一方、社会経済情勢は二十一世紀に向かって、地球規模での急速な変化が起こりはじめています。情報化や国際化、高齢化が進むにつれ、わたしたちの価値観や世界観も多様化し、新たな行政需要が生まれてくるはず

「いつそう明るい、市民本意の館山を」と就任式であいさつ



市長記章を胸に

## 市長選挙結果

任期満了にともなう館山市長選挙は先月十八日、市内二十一か所の投票所で行われ、同夜即日開票の結果、庄司厚氏が他の二候補を抑え初当選しました。

投票所別の投票率は次のとおりです。

- 当日の有権者数は四万四千四百八人、投票率は七十三・三五％、投票総数三万三千七百一十一票でした。
- 各候補者の得票数は次のとおりです。
- |    |              |
|----|--------------|
| 1  | 船形 小七一・三六％   |
| 2  | 那古 小七二・七六％   |
| 3  | 一 中七四・〇九％    |
| 4  | 亀ヶ 原八十一・一二％  |
| 5  | 安房 高七三・二四％   |
| 6  | 三 中七四・五四％    |
| 7  | 長須 賀七二・七四％   |
| 8  | 市民体育館 七四・三二％ |
| 9  | 館山 小七一・三四％   |
| 10 | 豊津 七二・四八％    |
| 11 | 西岬体育館 七三・九九％ |
| 12 | 西川 名六二・九四％   |
| 13 | 西岬 西六四・五九％   |
| 14 | 藤原 七三・八八％    |
| 15 | 神 戸七五・二五％    |
| 16 | 富崎 七三・一八％    |
| 17 | 神 余六九・七三％    |
| 18 | 豊房 七五・二二％    |
| 19 | 畑 房七五・二二％    |
| 20 | 館 野七七・〇六％    |
| 21 | 九 重七七・九一％    |

や情報化にともなう個性的地域文化の確立と人材の育成をすすめていく必要があると思います。これらの諸施策を積極的に進めるため、市民の英知を結集し、行政と市民が一体となったまちづくりを展開し、そこに住む人がこれからも永く住み続けたい、と誇りをもって思えるような魅力ある明日の館山づくりを進めていく決意です。どうか市民のみなさまのより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。



# 半澤前市長逝く



半澤良一前館山市長は、今月九日午前六時四十五分、永眠されました。四期十六年間にわたる数々の功績をたたえ、故人のごめい福を心からお祈りいたします。

(略 歴) 大正九年十月四日生れ。旧制安房中、旧制一高文科、東京帝大卒業。昭和三十八年七月六日から四十年九月三十日まで館山市教育委員長、四十六年一月六日から四十七年一月五日まで千葉県教育委員長、四十七年一月二十八日から四十九年十月十六日まで館山商工会議所会頭を歴任し、四十九年十二月十一日館山市長に就任。享年七十歳。

## 持ち込むごみ受け付け

可燃ごみ	28日(金) 9時から4時まで
性ごみ	28日(金) 9時から4時まで
普通ごみ	29日(金) 9時から4時まで
燃やさないごみ	30日(土) 9時から4時まで
不燃ごみ	31日(月) 9時から正午まで

## し尿の収集

し尿の収集は、今月二十九日から一月三日まで休みます。来年は、一月四日から行います。

## 水道の故障

今月二十八日から一月四日までの水道の故障などは、市営水道が作名浄水場(番三三三〇九七)・三芳水道は、増間浄水場(番三三六二二六一)へどうぞ。

# 証明書類などお早目に

## 市の一般業務 28日から休業

市民課窓口など市の一般業務は、今月二十八日の午後から来年一月三日まで休みます。一月四日は午前中だけ。五日からは平常業務に戻ります。印鑑登録証明書や戸籍謄本など、必要な証明書類は、早めに手続きしておいてください。各施設の休業は次のとおりです。

- ▽コミュニティセンター 二、四日。ただし、分館(館山城)は、一日が正午から三時、二日と三日が午前十時から三時まで
- ▽図書館 二、二十八日から四日
- ▽市民センター 二、二十八日から四日
- ▽老人福祉センター(湊、出野尾とも) 二、二十八日から四日
- ▽温水プール 二、二十八日から五日
- ▽市民体育館、市民運動場(正木、山本とも) 二、二十九日から八日最終、一月四日開始
- ▽市民博物館 二、二十五日から四日。ただし、分館(館山城)は、一日が正午から三時、二日と三日が午前十時から三時まで
- ▽市民センター 二、二十八日から四日
- ▽市民センター 二、二十八日から四日

## ごみの収集と搬入

ごみの収集は、今月三十日から一月三日まで休みます。ことし最後の収集日と、来年収集開始日は次のとおりです。

燃やさないごみ  
 月・水・金曜日の地区 二、八日最終、一月四日開始  
 火・木・土曜日の地区 二、九日最終、一月五日開始

燃やさないごみ収集日程			
収集地区	種別	最終日	開始日
月曜日の地区	ガラス類 金属類	12月17日 (終)10日	1月7日 14日
火曜日の地区	ガラス類 金属類	18日 25日	8日 29日
水曜日の地区	ガラス類 金属類	19日 26日	9日 16日
木曜日の地区	ガラス類 金属類	20日 27日	10日 17日
金曜日の地区	ガラス類 金属類	21日 28日	11日 4日
土曜日の地区	ガラス類 金属類	22日 29日	12日 5日

金曜日の地区 二、二十八日最終  
 一月四日開始

燃やさないごみ 左表どおり  
 ごみの持ち込み 清掃センターへ、直接ごみを持ち込む場合は、左表のとおりです。  
 来年は、一月四日から平常どおりで、午前は九時から正午、午後は一時から四時まで受け付けています。

# 人生ひとすじに 晴れの受章

## 秋の叙勲



大森さん

三十一年間、高校教育に貢献した大森嵩さん(七十四歳 北条一〇六八)は勲四等瑞宝章を受章しました。

昭和二十一年に長狭高校で初めて教壇に立ち、茂原工業高校長を皮切りに京葉工業高、千葉工業高の校長を歴任。その間、市立館山高校では学校の県立化の準備に活躍。専門の物理・化学の知識を生かして「化学工業科」や「電気科」の新設の原動力となりました。「準備のため

## 高校教育ひとすじに 勲四等瑞宝章

大森 嵩さん

長年にわたり社会に貢献してきた人に贈られる、秋の叙勲の受章者が、十一月三日に総理府から発表されました。それぞれ専門の分野で、社会を支えてきた功績が認められたものです。心からお祝い申し上げます。

## 地方自治に功勞

### 勲五等双光旭日章

五十嵐 昇さん

館山市議会議員として地方自治に貢献した五十嵐昇さん(八十二歳 館山八八四)は勲五等瑞宝章を受章しました。



五十嵐さん

昭和二十二年に初当選以来、五期二十二年間にわたり市議会議員を務め、議長ほか、文教民生委員会委員長、総務常任委員会

副委員長、などを歴任。議員活動では、教育者に熱心に取り組み、教育問題に熱心に取り組みました。老朽化の激しかった市内小中学校の校舎の改善を提唱し、また均衡のとれた教育を実現するため中学校の統合の必要性を説くなど積極的な行動力と熱意により、大きな功績を残しました。

## 小学校教育に貢献

### 勲五等双光旭日章

三平 勇さん

三平勇さん(七十八歳 館山七七七)は、勲五等双光旭日章を受章しました。

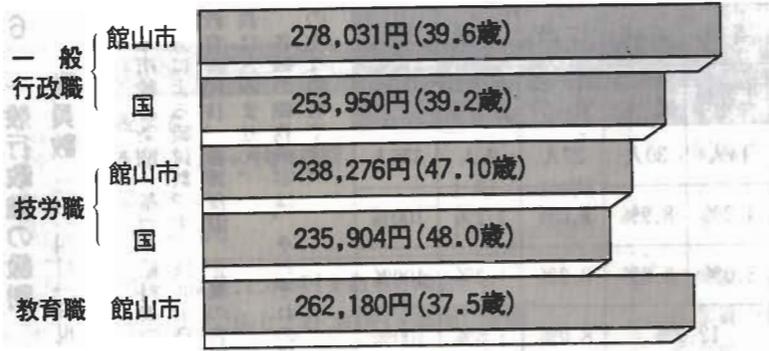
## 教育功勞で叙勲 故小澤實氏に勲五等

八月二十五日、八十一歳で亡くなった小澤實氏(船形八七七)に従五位勲五等瑞宝章が贈られました。  
 小澤氏は、昭和四年に教諭として奉職して以来、三十七

年間、小学校教育ひとすじに貢献され、八束小学校、佐久間小学校、七浦小学校、江見小学校の校長を歴任されました。また市社会福祉協議会理事や、市国民健康保険運営審議委員、人権擁護委員など、数々の要職を歴任し、地域社会にも大きな功績を残されました。



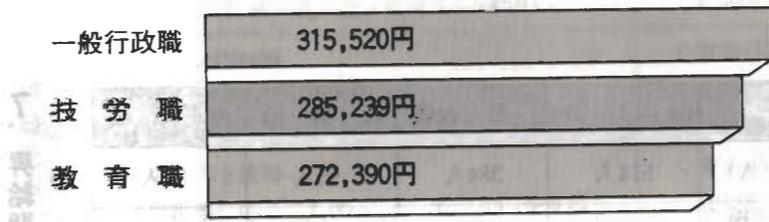
三平さん



平均給料

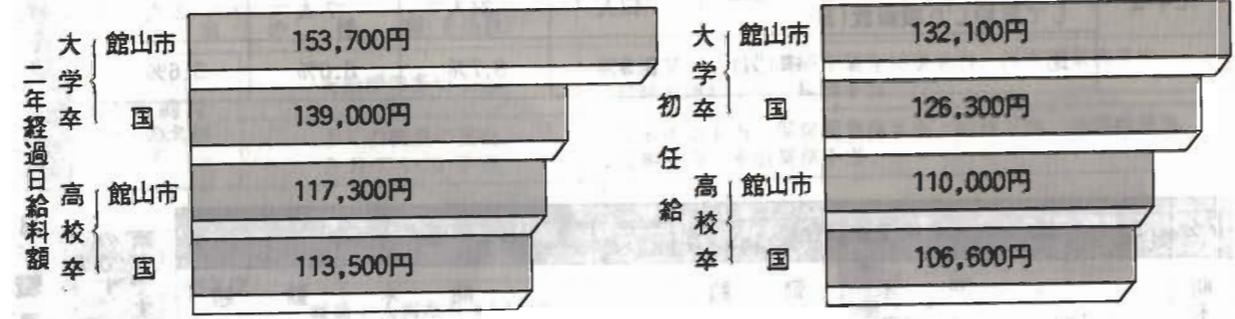
**3. 職員の職種別平均給料月額、職種別平均給与月額及び平均年齢**  
(二年四月一日現在)

教育職は、幼稚園教諭のことです。給与月額は、月々支給される給料と職員手当(期末、勤勉手当、退職手当を除いたすべての手当)の合計です。



平均給与

**4. 職員の初任給** (2年4月1日現在)  
学校卒業後すぐに採用された人の初任給と、引き続き2年勤務したときの給料月額です。



**5. 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額** (2年4月1日現在)

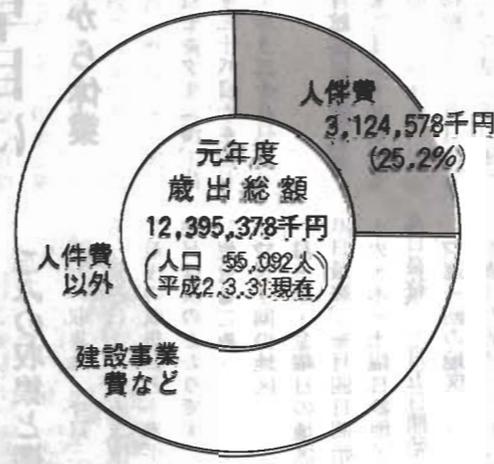
区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	217,760円(10年)	293,000円(16年)	331,140円(20年)
	高校卒	該当なし	267,450円(18年)	281,317円(19年)
技労職	中学卒	該当なし	該当なし	201,380円(11年)

◀経験年数は、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している採用後の年数。採用前に民間歴などのある場合は、その期間を換算し採用後の年数に加えた年数です。( )内は、市職員としての在職年数。

# 職員給与の公表

市職員の給与等の実態を市民のみなさんにご理解いただくため次のとおりお知らせします。

## 1. 人件費の状況

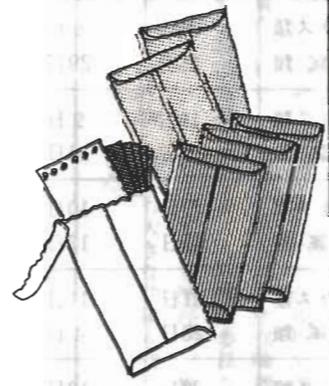


平成元年度普通会計に占める人件費の状況は次のとおりです。  
実質収支(純剰余又は純損失)は、五二五、九八六千円の黒字でした。昭和六十三年度の人件費の割合は、三十八・六%でした。人件費には、特別職に支給する給料、報酬などを含んでいます。



## 2. 職員給与費(普通会計)

2年度職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
464人	1,521,993千円 (63.1%)	212,362千円 (8.8%)	678,879千円 (28.1%)	2,413,234千円	5,201千円



▲本市全職員は518人、上表の464人は普通会計職員で、水道事業、国民宿舎、国民健康保険、ユースホステルの特別会計の職員が除いてあります。  
職員手当とは、扶養、通勤、在宅手当など。退職手当は含みません。給与費は、2年度当初予算額です。

(2年4月1日現在)

	館山市	国
扶養手当	○配偶者 16,000円 ○配偶者以外の扶養親族 2人まで 1人 4,500円 3人めから 1人 1,000円	○配偶者 16,000円 ○配偶者以外の扶養親族 2人まで 1人 4,500円 3人めから 1人 1,000円
住居手当	○借屋(家賃11,000円を超えた場合) 家賃の額に応じて21,000円を限度に支給 ○自宅 1,000円(新築・購入後5年間は2,500円)	○借家(家賃11,000円を超えた場合) 家賃の額に応じて21,000円を限度に支給 ○自宅 1,000円(新築・購入後5年間は2,500円)
通勤手当	○電車バスの利用 定期代31,000円まで全額支給、それを超える部分は半額支給 ○乗用車等を使用 使用距離に応じて2,000円から32,330円を支給	○電車バスの利用 定期代30,000円まで全額支給、それを超える部分は半額支給(5,000円を限度) ○乗用車等を使用 使用距離に応じて2,000円から14,600円を支給

区分	全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合	46.4%
支給対象職員1人当たり平均支給年額	88,280円
手当の種類(手当数)	22
代表的な手当の名称	支給額の多い手当 水道業務手当、清掃作業等従事手当、保育園業務手当、自動車運転手当、税務手当
	多くの職員に支給されている手当 年末年始手当、保育園業務手当、税務手当、清掃作業等従事手当、水道業務手当

時間外勤務手当	63年度	支給総額	70,246千円	調整手当 (2年4月1日現在)	支給対象地域	全域
		職員1人当たり支給年額	151千円		支給率	2%
	元年度	支給総額	79,434千円		支給対象職員数	513人
		職員1人当たり支給年額	171千円		国の制度(支給率)	—
		支給対象職員数1人当たり平均支給年額(元年度)			66,713円	

9. 特別職の報酬等

区分	報酬等月額(2年4月1日適用)	期末手当(元年度支給割合)
市長	760,000円	6月期 2.1月分 12月期 2.5月分 3月期 0.5月分 計 5.1月分
助役	645,000円	
収入役	602,000円	
議長	375,000円	
副議長	339,000円	
議員	316,000円	

職員給与についてのお問い合わせは、市役所人事課職員係(☎二二一三一一)内線三二一へどうぞ。

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
職務内容	主事	主事	主査	係長	主幹補	課長補佐	課長幹	部長 公室長	
職員数	21人	89人	91人	59人	14人	30人	27人	4人	335人
構成比	6.3%	26.6%	27.2%	17.6%	4.2%	8.9%	8.0%	1.2%	100%
1年前の構成比	7.9%	25.2%	25.9%	19.8%	3.0%	8.8%	8.2%	1.2%	100%
5年前の構成比	5.2%	28.6%	43.7%		12.9%		8.0%	1.6%	100%

本市給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。技能労務、教育、税務、看護保健、企業の各職員は含みません。各級の職務内容は、それぞれの級の主な職名です。

6. 一般行政職の級別  
職員数(二四年四月一日現在)

区分	合計	一般行政職	技労職	教育職	
63年度	職員数(A)	514人	384人	95人	35人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	44人	36人	6人	2人
	比率(%)	8.6%	9.4%	6.3%	5.7%
元年度	職員数(A)	515人	391人	88人	36人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	43人	34人	7人	2人
	比率(%)	8.3%	8.7%	8.0%	5.6%

7. 昇給期間の短縮

区分	館山市(元年度支給割合)			国(元年度支給割合)		
	期末	勤勉		期末	勤勉	
期末・勤勉手当	6月期	1.5月分	0.6月分	6月期	1.5月分	0.6月分
	12月期	1.9月分	0.6月分	12月期	1.9月分	0.6月分
	3月期	0.5月分	—	3月期	0.5月分	—
	計	3.9月分	1.2月分	計	3.9月分	1.2月分
退職手当	(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
	勤続20年	22.8月分	38.0月分	勤続20年	21.0月分	28.875月分
	勤続25年	34.5月分	49.0月分	勤続25年	33.75月分	44.55月分
	勤続35年	51.5月分	69.5月分	勤続35年	47.5月分	62.7月分
	最高限度額	60.0月分	69.5月分	最高限度額	60.0月分	62.7月分
	退職時特別昇給	勤奨退職者	1号給	退職時特別昇給	1号棒	
その他の加算措置		国と同	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算		
1人当たり平均支給額	16,683千円		(前年度に退職した人の平均支給額)			

8. 職員手当  
期末・勤勉手当は、民間の賞与などの特別給に相当するものです。退職手当は、一部の市を除き県内各市町村が同一支給率です。

# お正月に楽しむ たてやま春情報

平成2年12月15日

- \*いちご狩り  
1月12日から…市内各いちご狩り園
- \*花摘み  
1月1日から…布沼花摘み園  
館山ファミリーパーク
- \*定期観光バス  
ポピー&ストロベリー号  
1月1日～3日、13日以降の日祝祭日  
お問い合わせは観光協会駅前案内所  
(☎22-2531)へ



## クリスマスは 手づくり料理で ～公民館講座が大盛況～

フランス料理

ケーキ&クッキー

先月からクリスマスに向けて中央公民館で開かれたフランス料理講座とケーキ&クッキー講座はいずれも定員を越す大盛況。フランス料理教室は専門のシェフを講師に「若鶏のポトフ」などに挑戦し、ケーキ&クッキー教室では、「ヨーグルトケーキ」など楽しい手づくりお菓子に取り組んでいました。



### ワクワク産業まつりに 3,000人

バナナの叩き売りの声が秋空に威勢よく響いてきます。先月10日に開かれた「第2回ワクワク産業まつり」には、3千人の市民が繰り出しました。産業の活性化と振興を目的に、市内の各種団体や事業所の協力を得て開かれたもので、農畜産物や魚介類などの即売のほか楽しいゲームに大人も子どもも楽しい1日を過ごしていました。



「よし、売った!」



「市民のひろば」への投稿をお待ちします。毎日の暮らしのヒント、身近な意見などを400字以内にまとめてお送りください。電話でもけっこうです。あて先は、北条1145-1、市役所市長公室広報係です。

### いい汗流して 健康づくり

スポーツに親しみ、健康な生活を送ることを目的に、先月11日「第13回市民歩こう走ろう大会」が開催されました。秋晴れの一日、歩こうの部は市民グラウンドから城山公園を往復コースにチャレンジ。走ろうの部はコミュニティセンターを会場に2キロと5キロのコースで汗を流していました。





# 小児マヒワクチンの投与 2回飲んで免疫に

小児マヒ予防のための生ワクチン二回目です。下の日程表を見て、つごうのよい会場を受けてください。この生ワクチンは生後三か月から四十八か月までの間に、六週間以上の間隔で二回飲みます。両方飲んで初めて免疫が付きまします。必ず二回すませてください。

注意/服用前後三十分、ワクチン二回目です。下の日程表を見て、つごうのよい会場を受けてください。当日は必ず体温を測ってきいてください。三十七度以上あったり、下痢をしていたら中止です。筆記用具と母子手帳をお忘れなく。母子手帳がないと受けられません。料金は無料です。くわしくは保健課(☎二三一三一三)へおたずねください。

対象/生後三か月から四十八か月までの子。なるべから十八か月までにすませて

生ポリオワクチン(小児マヒ)投与 日程表 (秋 2回目)

実施場所	月日	曜	実施時間
神戸地区公民館	1月21日	月	10:00~10:20
富崎地区公民館	1月21日	月	10:30~10:50
西岬東地区公民館	1月21日	月	14:00~14:20
豊房地区公民館	1月21日	月	14:40~15:00
那古地区公民館	1月22日	火	14:00~14:20
船形地区公民館	1月22日	火	14:30~14:50
館山地区公民館	1月24日	木	14:00~14:30
九重地区公民館	1月23日	水	14:00~14:15
館野地区公民館	1月23日	水	14:25~14:45
保健センター	1月25日	金	14:00~14:30

## 下水道のA

### 利益を受ける人は 負担を

下水道が整備されると不公平になります。そこで、下水道が整備されることで利益を受ける人、つまり受益者に事業費の一部を負担してもらおうが必要になるのです。受益者負担金は、下水道を整備する区域の土地が対象となり、面積に応じた負担が原則になります。

問い 受益者とは、どんな人ですか。

答え 下水道の整備は、不特定多数の人々が利用する道路や公園と違い、利益を受ける人が限られます。市費はみなさんの納めていただく税金です。下水道事業を市費だけで行うと、一部の地域に多くの税金が使われる

問い 下水道が整備される受益者負担金を納めなければならぬと聞きましたが、なぜですか。

答え 下水道の整備は、不特定多数の人々が利用する道路や公園と違い、利益を受ける人が限られます。市費はみなさんの納めていただく税金です。下水道事業を市費だけで行うと、一部の地域に多くの税金が使われる

### 不用品情報

お問い合わせは、商工観光課(☎二三一三一三)内線二九二。

希望します

- ふらさがり健康器 相談
- 二人用ペビーカー 相談
- ペビーカー 相談
- ペビーカー 相談
- 南高夏用制服 二、三千元

譲ります

- ライティングデスク 無料
- 足踏みオルガン 無料

### 救急当番医

- 12月23日(日) 鋸南国保(内・外・小児) 鋸南55-2125 亀田病院(内・外・小児・産婦) 鴨川 2-2211
- 12月24日(月) 小林病院(内・外・小児) 館山27-3811
- 12月30日(日) 本多医院(内・外・小児) 館山23-6630 青木医院(内・外・小児・産婦) 丸山46-4103
- 12月31日(月) 亀田病院(内・外・小児) 鴨川 2-2211
- 1月1日(火) 館山病院(内・外・小児) 館山22-1122
- 1月2日(水) 東条病院(内・外・小児) 鴨川 2-1207
- 1月3日(木) 医師会病院(内・外・小児) 館山22-2172
- 1月6日(日) 佐々木医院(内・外・小児) 館山22-1748 清川医院(産婦) 館山23-7731
- 1月13日(日) 清川整形(内・外・小児) 館山23-7033 勝山病院(内・外・小児・産婦) 鋸南55-2138
- 1月15日(火) 医師会病院(内・外・小児) 館山22-2172
- 1月20日(日) 平野医院(内・外・小児) 館山27-2283 館山病院(内・外・小児・産婦) 館山22-1122

### 年金相談

#### 老齢厚生年金と 遺族の厚生年金は

問い 主人と私は、ともに老齢厚生年金を受けていますが、もし主人が死亡した場合、私は自分の老齢厚生年金と、主人の遺族年金の両方を受けられるのでしょうか。

#### どちらか一方の 選択を

法律改正により、ひとり一年金を受給することが原則になりました。したがって、老齢厚生年金と遺族厚生年金のどちらか一方を選択することになります。ところで、厚生年金や共済組合の遺族年金には、遺族の人たちの老後保証の一部として例外が設けられています。遺族自身の老齢基礎年金(六十五歳以後に支給されるもの)に限り(す)と、遺族厚生(共済)年金は、同時に受給できることになっています。また、遺族自身が少ないでも厚生年金保険か、共済組合の加入期間があり、老齢厚生年金または退職共済年金を受給できるときは、図一のように



### ねんきん

「老齢基礎年金と老齢厚生(退職共済)年金」を受け取るか、「老齢基礎年金と遺族厚生(共済)年金」をうけるか、どちらか一方を選択することになります。この特例は遺族年金の受給権者が六十五歳に達したあとに適用されることとなります。ですから受給権者本人が、特別支給(六十五歳前)の老齢厚生(退職共済)年金を受けている間は、その老齢厚生(退職共済)年金か遺族厚生(共済)年金のどちらか一方を受給することになります。

なお、すでに二つ以上の年金を受給している人は、そのまま

### こくほ

#### 医療費の 立て替え払い

国民健康保険の被保険者が病気の治療のため、保険証を使って保険医療機関にかかった場合一部負担金以外の医療費は、直接国保から医療機関に支払います。しかし、旅行先などで急病になり、保険証を忘れて提示できない場合などは、自由診療になりますので、その医療費は全額立て替えて支払い、受診することになります。

自由診療の場合は、通常の医療費よりも割高になり、旅先で思わぬ出費ともなりますので、必ず保険証を持参して、正しい受診に心がけてください。

さて、一時立て替えた医療費は、後日国保に請求して、必要と認められれば、支給を受けることができます。このような支給を療養費払いといいます。

療養費払いは、保険証を使用した場合の医療費を計算する所定の方法で計算し、通常の一部負担金(二割)を控除した額(退職医療制度該当者は二割または三割)を支給しますので、領収書および診療内容のわかる書類を

必ず保管しておいてください。療養費払いの支給を受けられるのは、次のような場合です。

- 一、旅先で保険証を持たずに保険医療機関で受診した場合
- 二、やむを得ず保険医療機関以外の医療機関で受診した場合
- 三、基準看護の指定を受けていない病院に入院し、次の理由で医師が必要と認め、特別に看護人をつけた場合
- (1)絶対安静を必要とし、常時監視を必要とする場合
- (2)手術のために、長期間医師などの常時監視を必要とする場合
- (3)ベッドでの起座ができない場合
- (4)食事や用便のときに介助が必要な場合
- 五、医師が必要と認めた、コルセットなどの治療器具代
- 六、あんま、はり、きゅうなど医師が必要と認めたとき
- 七、医師の指示で転院するときや、重症のため医療機関までの歩行が困難なとき、公共交通機関を利用した場合の交通費

これらの手続きやくわしいことは、市民課国保係におたずねください。